

戸籍謄抄本等請求書(郵送用)

(あて先) 松江 市区町村長

書き方見本③
(戸籍の附票)

令和 1 年 5 月 7 日

1. どなたの証明書が必要ですか

本籍	松江 殿町1番地			(松江市の戸籍を請求する場合は、松江市の本籍を地番までご記入ください。)
筆頭者の氏名	松江 一郎			
必要な人の氏名	松江 一郎	生年月日	明治・大正 昭和 平成 令和	50年 1月 1日

2. 何が必要ですか

↓必要なものにチェックをしてください	手数料(1通あたり)	必要枚数	必要な戸籍について、ご希望がある場合は記入してください。
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書)	450円	通	【例】〇〇の出生から死亡までのすべての戸籍(1セット)、 〇〇の死亡が記載されている戸籍、〇〇と〇〇の続柄が確認できる戸籍
<input type="checkbox"/> 戸籍抄本(個人事項証明書)		通	
<input type="checkbox"/> 除籍	750円	通	
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍		通	
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票謄本(全員)	松江市は300円(※) 市区町村により異なります。	通	証明が必要な住所がある場合は記入してください。 【例】〇〇市△△町××番地から現住所までつながるもの(※)
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票抄本(一部)		1通	
<input type="checkbox"/> 身分証明書	松江市は300円 市区町村により異なります。	通	

3. 何に使用しますか(任意)

車の廃車手続	「謄本」とは、戸籍に記載されている方全員を証明したものであり、「抄本」とは一部の方についてのみ証明したものです。
--------	--

戸籍改製(手書きだったものをコンピュータ化したこと。旧松江市では平成11年に実施。)や戸籍届出(婚姻等)によって新たに戸籍ができた場合は、附票も新たに作られます。このため、場合によっては附票の交付通数が2~3通にわたることがあります。附票が何通かにわたる可能性がある場合は、あらかじめ3通900円分の手数を同封してください。おつりが必要な場合は定額小為替(郵便局で換金可)でお返しいたします。

4. 請求者

住所	東京都千代田区〇〇町〇一△一×		
氏名	松江 一郎	必要な人から見た続柄	本人
昼間連絡先(携帯電話等でも可)	090-〇〇〇〇-××××		

5. 請求方法 (下記の書類等を同封の上、ご送付ください。)

- 請求書 (この用紙です。法人が請求する場合は、代表者印等の押印が必要です。)
- 手数料分の定額小為替 (定額小為替は郵便局で取り扱っています。切手・印紙ではお受けできません。)
※出生から死亡までの戸籍を請求する場合は、あらかじめ1セットあたり3,000円分の手数を同封してください。
- 切手を貼った返信用封筒 (宛先を記入してください。原則として住民登録されている住所以外は送付できません。)
- 請求者の本人確認書類の写し (例:運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などいずれか1点)
- その他 (例:親族の戸籍を請求する場合の続柄が確認できる戸籍の写し(松江市の戸籍で続柄が確認できる場合は不要))

(宛先) 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 市民課 総務グループ
(電話) 0852-55-5252 (注意)本籍が松江市以外の戸籍は、本籍地の役場へご請求ください。